

## 令和4年度 準中型免許取得助成について (全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 令和3年4月1日～令和5年1月末日までに指定自動車教習所等において、事業者が全額負担（当該運転者が取得費用を支払い、「指定教習所から免許取得者宛ての領収証」及び「免許取得者から事業者宛ての領収証」のコピーを添付できるものを含む）をして、以下の要件を全て満たす、前年度に助成を受けていない従業員に、「準中型免許の取得」「5トン限定準中型免許の限定解除」をさせたものを助成対象とする。
  - (1) 当該事業者が、令和3年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
  - (2) 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
  - (3) 当該運転者が、令和3年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
  - (4) 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。
3. 申請受付期間 令和4年6月1日～令和5年2月3日午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)
  - (1) 準中型免許取得助成申請書
  - (2) 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書のコピー  
※宛名が事業者名のもの。  
※当該運転者が取得費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者宛ての領収証」及び「免許取得者から事業者宛ての領収証」のコピー
  - (3) 健康保険証、雇用保険被保険者証等、公に雇用が確認できる書類のコピー
  - (4) 運転免許証のコピー
  - (5) 提出日直前の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のコピーのいずれか
5. 助成金額
  - ・ 準中型免許の取得 40,000円
  - ・ 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円
  - ※1事業者当たり、助成額の上限を200,000円とする。
  - ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和3年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。
  - ※国からの補助金が交付されている場合は交付しない。